



らぴい通信

令和4年6月9日 第20号

編集・発行：岐阜県警察本部交通部交通企画課 (058-271-2424 内線5034)



ながらスマホ 絶対ダメ!!

「みんなやってる」「この程度」って、思っていないませんか?



歩いているときにスマートフォンを使用する危険

- ・歩道などで歩行者に衝突
- ・駅のホームから転落
- ・遮断機が閉じた踏切に進入
- ・階段でつまずいて転倒
- ・ひったくりやスリ、痴漢などの犯罪やトラブルに巻き込まれる



自転車・自動車等を運転中にスマートフォンを使用する危険



- ・停止していた前車に追突
- ・前方の歩行者に衝突
- ・カーブに気づかずに、中央線をはみ出して対向車と正面衝突
- ・赤信号や一時停止標識を見落として交差点に進入し、交差車両と衝突

自動車・バイク	携帯電話等を手に持って、通話のために使用したり画面を見続けたりした場合	交通の危険（交通事故など）を生じさせた場合
	罰則 6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金 反則金 大型自動車 25,000円 普通自動車 18,000円 自動二輪車 15,000円 原付車 12,000円 違反点数 3点	罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 反則金 反則金はなく全て罰則を適用 違反点数 6点 (免許停止処分)
自転車	携帯電話等を手に持って、通話のために使用したり画面を見続けたりした場合	携帯電話等の使用により交通事故を起こすなどして、「安全運転義務違反」が適用された場合
	岐阜県道路交通法施行規則 罰則 5万円以下の罰金	罰則 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金

ながらスマホ事故の交通事故を防ぐために

- ・運転中に電話がかかってきたりメール等を受信したときは、**安全な場所に車を止めてから**使用する。
- ・運転前に電源を切るか、ドライブモードにして、**走行中はスマートフォン等を使用しない。**
- ・スマートフォンをカーナビとして使う場合は、専用の取付用具で**ダッシュボードに固定し、音声案内**に切り替えて使用する。

岐阜県警では交通安全情報を配信しています!

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>

ツイッターURL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



ツイッター

交通安全情報

